

- 再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 4 号厚生労働省医政局長通知）本文及び様式（第 80 条の 3 第 1 項又は第 2 項関係）

新旧対照表

（下線は改正部分）

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>医 政 発 0528 第 4 号<br/>令 和 3 年 5 月 28 日</div> <div>各<br/>都道府県知事<br/>保健所設置市長 殿<br/>特別区長</div> <div>厚 生 労 働 省 医 政 局 長<br/>( 公 印 省 略 )</div> <div>再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について</div> <div>所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）及び租<br/>税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第<br/>21 号。以下「改正省令」という。）の施行に伴い、地域における医療</div> | <div>医 政 発 0528 第 4 号<br/>令 和 3 年 5 月 28 日</div> <div>各<br/>都道府県知事<br/>保健所設置市長 殿<br/>特別区長</div> <div>厚 生 労 働 省 医 政 局 長<br/>( 公 印 省 略 )</div> <div>再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について</div> <div>所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）及び<br/>租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年財務省<br/>令第 21 号。以下「改正省令」という。）の施行に伴い、地域におけ</div> |

及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 12 条の 2 の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定（同法第 12 条の 6 第 1 項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。

当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 1 （略）

### 2 概要

#### （１） （略）

#### （２） 医療機関における手続

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、

る医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 12 条の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定（同法第 12 条の 6 第 1 項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。

当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 1 （略）

### 2 概要

#### （１） （略）

#### （２） 医療機関における手続

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、

① 登記を行う前に、改正省令による改正後の租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 30 条の 4 の規定に基づき、別添様式の租税特別措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、地方厚生（支）局に申請を行うこと。

※ 租税特別措置法適用証明書の申請については、再編計画の認定の申請日以降に、下記申請先に郵送又はメールで提出することとする。

② 当該土地の取得又は建物の建築後 1 年以内に、登記の申請書に地方厚生（支）局より交付を受けた租税特別措置法適用証明書を添付した上で、登記所において登記を行うこと。

3 照会・申請先  
（北海道厚生局）

〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 8 階  
北海道厚生局健康福祉部医事課  
TEL：011-709-2311

（東北厚生局）

① 登記を行う前に、改正省令による改正後の租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 30 条の 4 の規定に基づき、別添様式の租税特別措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、厚生労働省に申請を行うこと。

※ 租税特別措置法適用証明書の申請については、再編計画の認定の申請日以降に、下記申請先に郵送することとする。申請に当たっては、返信用封筒（A 4 の証明書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付すること。）を併せて送付すること。

② 当該土地の取得又は建物の建築後 1 年以内に、登記の申請書に厚生労働省より交付を受けた租税特別措置法適用証明書を添付した上で、登記所において登記を行うこと。

3 照会・申請先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2 中央合同庁舎 5 号館 20 階

厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室

TEL:03-3595-2186 （内線：2661）

FAX:03-3503-8562

Email: iryo-keikaku@mhlw.go.jp

〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院 1 - 1 -20 花京院スクア

13 階

東北厚生局健康福祉部医事課

TEL : 022-726-9263

(関東信越厚生局)

〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新

都心合同庁舎 1 号館 7 F

関東信越厚生局健康福祉部医事課

TEL : 048-740-0754

(東海北陸厚生局)

〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁 1 -15- 1 名古屋合同庁舎

第 3 号館 3 階

東海北陸厚生局健康福祉部医事課

TEL : 052-971-8836

(近畿厚生局)

〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋 1 - 1 -22 大江ビル 7 階

近畿厚生局健康福祉部医事課

TEL : 06-6942-2492

(中国四国厚生局)

〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町 7-18 東芝フコク生命ビル

2 階

中国四国厚生局健康福祉部医事課

TEL：082-223-8204

(四国厚生支局)

〒760-0019 香川県高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワー 9

階

四国厚生支局健康福祉課

TEL：087-851-9566

(九州厚生局)

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合

同庁舎 2 階

九州厚生局健康福祉部医事課

TEL：092-472-2366

※メールで申請書等を提出する場合の送信先は、各厚生（支）局にご  
確認ください。

様式（第 80 条の 3 第 1 項又は第 2 項関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

厚生労働大臣 名 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の資格及び氏名

（注 1）

下記事項が租税特別措置法第 80 条の 3 第○項に該当するものであることにつき、租税特別措置法施行規則第 30 条の 4 第○項の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1・2 （略）

3. 租税特別措置法第 80 条の 3 第 1 項に規定する地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 12 条の 2 の 2 第 1 項（変更の認定の場合には、同法第 12 条の 6 第 1 項）の認定年月日

様式（第 80 条の 3 第 1 項又は第 2 項関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

厚生労働大臣 名 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の資格及び氏名

（注 1）

下記事項が租税特別措置法第 80 条の 3 第○項に該当するものであることにつき、租税特別措置法施行規則第 30 条の 4 第○項の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1・2 （略）

3. 租税特別措置法第 80 条の 3 第 1 項に規定する地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 12 条の 2 第 1 項（変更の認定の場合には、同法第 12 条の 6 第 1 項）の認定年月日

|                              |                                       |
|------------------------------|---------------------------------------|
| 年 月 日                        | 年 月 日                                 |
| 4・5 (略)                      | 4・5 (略)                               |
| 6. <u>土地の取得年月日又は建物の建築年月日</u> | 6. <u>上記登記申請人が、上記不動産の取得又は建築をした年月日</u> |
| 年 月 日                        | 年 月 日                                 |
| (略)                          | (略)                                   |